

広島市地域ポータルサイトの管理及び運営に関する要領

平成18年1月15日施行
平成19年2月13日改正
平成20年4月1日改正
平成26年3月27日改正
令和5年4月1日改正
令和6年5月21日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市地域ポータルサイトの管理等に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、広島市地域ポータルサイト（以下「地域ポータルサイト」という。）を管理及び運営する上で必要な事項を定める。

なお、地域ポータルサイトの利用に関する要領については、広島市地域ポータルサイト利用要領（以下「利用要領」という。）として別に定める。

(地域ポータルサイトの機能等)

第2条 地域ポータルサイトは、インターネットを活用した総合ページ及び地域のホームページにより利用することができる情報システムの総称である。

(地域ポータルサイトの運営)

第3条 運営管理者は、地域ポータルサイトを適切な状態で利用できるように監視し、次の運営時間により運営を行う。

- (1) 地域ポータルサイトの閲覧の運営時間は、24時間とする。
- (2) 総合ページの情報の登録及び更新は、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項各号に規定する日を除き、広島市の執務時間に関する規則(平成3年10月8日広島市規則第74号)に基づき、午前8時30分から午後5時15分の間に行う。
- (3) 地域のホームページの情報の登録及び更新は、登録責任者及び登録副責任者の権限により決定できる。

2 運営管理者は、前項の運営時間において地域ポータルサイトの運営を停止しようとするときは、地域ポータルサイトの総合ページへの掲載、電子メールの送付等により、登録責任者及び登録副責任者に事前に通知する。ただし、要綱第8条第2項の各号に定める運営の停止の場合はこの限りではない。

(ユーザID及びパスワード)

第4条 地域ポータルサイトの利用には、地域ポータルサイトの情報システムを利用する上で管理上必要となる名前としてユーザIDと、利用者本人であることの証として情報システム上にあらかじめ登録したパスワードにより、認証を行う。

- 2 ユーザID及びパスワード（以下「ユーザID等」という。）は、他人への貸与を行うことはできない。
- 3 運営管理者は、登録責任者、登録副責任者及び登録者のユーザID等を申請に基づき発行する。

(運営管理者及び運営副管理者)

第5条 運営管理者は、地域ポータルサイトの管理及び運営をする上で必要と認められる者を運営副管理者として指名し、要綱第4条第1項の事務を委任することができる。

- 2 運営管理者は、地域のホームページの管理を行うに当たり、団体の代表者、登録責任者、登録副責任者及び登録者の申請により届けられた情報を管理するため、名簿を作成することができる。
- 3 運営管理者は、前項により作成した名簿を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）に基づく取扱いを行い、法令等に基づき開示する義務がある場合を除き、本人の同意なく公開しない。

（地域のホームページの開設申請等）

第6条 地域のホームページの開設申請は、団体の代表者が様式1-1（地域のホームページ開設申請書）に必要事項を記載し、その書面を団体の代表者が運営管理者に提出する。

- 2 団体の代表者は、地域のホームページの開設申請に際して、登録責任者を1名、登録副責任者を1名以上決定するとともに、登録責任者及び登録副責任者本人が必要事項を記入した様式1-2（登録（副）責任者登録書）を様式1-1と併せて運営管理者に提出する。
- 3 地域のホームページの利用の申込みは、登録者本人が様式1-3（利用者登録書）に必要事項を記載し、当該団体の代表者、登録責任者又は登録副責任者がとりまとめ、運営管理者に提出する。

（地域のホームページ開設申請の審査）

第7条 運営管理者は、様式1-1を受理した時は、次の審査を行い、申請者に地域のホームページ開設の可否を通知する。

- (1) 申請する団体が、要綱第5条に定める団体であること。
 - (2) 申請が要領第6条の手続きに従ったものであること。
 - (3) 広島市が運営する情報システムに悪影響を及ぼさないものであること。
- 2 運営管理者は、様式1-2及び様式1-3を受理した時は、前項の通知後速やかに、登録責任者、登録副責任者及び登録者が利用に必要なユーザID等を記載した書面を交付する。

（地域のホームページを開設できる団体）

第8条 前条第1項第1号の団体の審査は、次の条件を備える団体であるかを審査する。

- (1) 団体活動を統括する代表者が明確であり、団体の規約等が整備されていること。
- (2) 開設する地域のホームページを継続的に運営できる登録責任者等を確保することができること。
- (3) 原則として30世帯以上の利用が見込める団体であること。
- (4) 団体活動の主たる内容が、行政機関及び地域住民と連携したまちづくり活動、地域住民間の交流促進、地域住民の安全・安心の向上など、地域に密着した活動を行うものであること。
- (5) 団体活動の主たる内容が、専ら営利活動を営むものでないこと。
- (6) 団体活動の主たる内容が、専ら特定の政治団体や宗教団体を支援するものでないこと。
- (7) 定期的に地域のホームページを更新し、地域活動の活性化を図る団体であること。

（開設申請事項の変更）

第9条 開設申請時に申告した事項につき変更がある場合は、団体の代表者、登録責任者又は登録副責任者が、様式2-1に必要事項を記載し書面により運営管理者に提出する。

- 2 登録責任者及び登録副責任者についての変更及び削除の場合は、別表に定める書類を様式2-1に併せて提出する。
- 3 登録責任者及び登録副責任者の登録内容についてのみ変更がある場合は、当該登録責任者又は登録副責任者本人が、様式2-2に必要事項を記入し、運営管理者に提出する。
- 4 登録者の登録事項について変更又は削除がある場合は、当該登録者本人が、様式2-3に必要事項を記入し、運営管理者に提出する。

(地域のホームページの閉鎖)

第10条 何らかの理由により地域のホームページを閉鎖する際には、団体の代表者又は登録責任者が、様式3に必要事項を記入し、書面により運営管理者に提出する。

(地域のホームページ開設の取消し及び指導等)

第11条 運営管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地域のホームページの開設を取り消し、又は登録責任者に対して事前に予告等することなく、地域のホームページの公開を差し止めることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を著しく害すると認められるとき。
- (2) 第三者の諸権利を著しく侵害する行為がなされたと認められるとき。
- (3) 専ら営利目的で使用していると認められるとき。
- (4) 政治的又は宗教的な目的で使用していると認められるとき。
- (5) 長期間にわたり地域のホームページを運営しておらず、今後も運営される見込みがないと認められるとき。
- (6) その他地域ポータルサイトの目的に反して使用していると認められるとき。
- (7) 法令等に違反する恐れのある利用がなされたと認められるとき。
- (8) 要綱及びこの要領の各条及び別に定める利用要領に違反したとき。
- (9) その他地域ポータルサイトの管理及び運営する上で支障があるとき。

2 運営管理者は、地域のホームページの開設の取消しを行うにあたっては、代表者又は登録責任者に対して、事前に意見を求め、通知を行った上で行う。但し、運営管理者が、以下のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに開設を取り消すことができる。

- (1) 団体が実在しない場合
- (2) 事前に意見を求めるため連絡をした最初の日から6か月を超えて連絡が取れない場合

3 運営管理者は、登録責任者及び登録副責任者に対して、地域のホームページの運営に関して、要綱、要領及び利用要領に基づき指導を行うとともに、必要に応じて改善を求めることができる。

(地域のホームページの運営)

第12条 登録責任者及び登録副責任者は、地域のホームページの運営を、要綱及び要領に基づき行う。また、登録責任者及び登録副責任者は、地域のホームページの情報の掲載を監視し、利用要領第8条に違反する情報が判明した場合は、必要に応じて修正及び削除を行う。

(地域のホームページの自主規定)

第13条 登録責任者は、要綱、要領及び利用要領に反しない範囲において、自らが運営する地域のホームページに関する独自の規定を設けることができる。

(情報セキュリティ対策)

第14条 運営管理者は、広島市が定める広島市情報セキュリティポリシー等に定めるところにより、地域ポータルサイトについて情報セキュリティの対策を行う。

2 登録責任者及び登録副責任者は、自らの地域のホームページを運営するにあたり、管理を行うパーソナルコンピュータにウイルス対策ソフトを導入するなど、可能な限り情報セキュリティの向上に努める。

(著作権の取扱い)

第15条 地域ポータルサイト上の文書や画像等の各ファイル及びその内容に関する諸権利は、原則

として広島市及び地域のホームページ作成団体（登録責任者、登録副責任者及び登録者を含む。）に帰属する。

- 2 一部の画像等の著作権は、原作者が所有する。
- 3 地域ポータルサイト内にて掲載された会社名及び製品名などの名称は、一般に各社の商標あるいは登録商標とする。
- 4 地域ポータルサイト上に掲載されている文書や画像等を無断で使用・複製・転載・販売・改変・印刷配布することは、著作権法上認められる場合を除き、地域ポータルサイト運営管理者及び登録責任者の許可なく行うことを禁止する。なお、特段の定めがある場合は、その取扱いが優先される。

（総合ページからのリンク）

第16条 総合ページには、次の各号に掲げる条件に適合するウェブサイトへのリンクを設けることができる。

- (1) 公的な機関及びその外郭団体のページ
- (2) 大学などの研究機関のページ
- (3) 総合ページを閲覧するために必要なソフトウェアを提供している事業者のページ
- (4) 地域ポータルサイトの外で開設されている、地域団体のホームページで、要綱、要領及び利用要領の各条の規定に反しないもの。

（利用者の閲覧等の情報記録）

第17条 地域ポータルサイトは、利用する全ての記録を一定期間保管する。記録する情報は、利用者の使用するIPアドレス、使用ブラウザ及び基本ソフト環境を主なものとして、運営管理者の権限により行う。

- 2 記録した情報は、地域ポータルサイトの利用状況を把握し、今後の地域ポータルサイトの運営にあたっての検討資料として分析・整理し、サイトの充実及び管理を行うためにのみに利用する。

（免責事項）

第18条 地域ポータルサイトの利用により、利用者が損害を受けたとしても、広島市はその損害に対していかなる責任も負わない。

- 2 当サイト内にリンクを設けた広島市以外の第三者のウェブサイト（以下「リンクサイト」という。）の内容は、各者の責任で管理されるものであり、広島市の管理下にあるものではない。
- 3 広島市は、リンクサイトの内容及び利用により生じたいかなる損害について、責任を負わない。

（その他管理及び運営に係る諸規定）

第19条 運営管理者は、地域ポータルサイトの管理及び運営を行う上で必要な諸規定として、要綱、要領及び利用要領と別にプライバシーポリシー及びサイトポリシーを定める。

別表 第9条第2項関係

区 分	添付書類
登録責任者又は登録副責任者を追加する場合	様式1-2
登録責任者又は登録副責任者としての登録内容を変更する場合	様式2-2
登録責任者又は登録副責任者を辞める場合	